

道町連共済見舞金支給申請の際に……

**診断書(治ゆ証明書)や施術証明書は
本会様式(様式7号-1、2)で提出ください。**

※本会様式以外での診断書等には文書料のお支払いができません。

通院が5日(1日～5日)以内の事故の場合は、本会様式による診断書等の提出が不要ですが、5日以上通院した場合(※入院した場合は1日でも診断書の提出が必要)には、本会様式での診断書等の提出が必要になります。本会様式以外での診断書等の提出には、文書料のお支払いはできませんので、ご注意ください。



【本会様式】

- ・様式7号-1 診断書(治ゆ証明書) 医療機関用
- ・様式7号-2 施術証明書 柔道整復師用

お問合せ先

一般社団法人北海道町内会連合会事務局
〒060-0002
札幌市中央区北2条西7丁目1番地かでの2・7(2階)
Tel 011-271-3178/Fax 011-271-3956
<http://www.d-choren.or.jp>